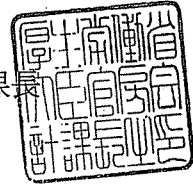




会発第0711002号  
平成20年7月11日

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房会計課長



補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間告示の改正等について

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に基づき各省各庁が定める期間であり、厚生労働省においては、告示で定めているところであるが、今般、別紙1のとおり以下の改正を行ったのでお知らせする。

- ① 「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）の一部改正に伴い処分制限期間の見直しを行ったこと
- ② 今回改正を含め、これまでに処分制限期間が短縮されたものについては、平成19年度以前に補助金等の交付を受けた事案においても、短縮後の期間が適用されることを明示したこと

また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分の承認基準については、平成20年4月17日会発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」（以下「承認基準」という。）を設定し、各補助金等所管部局長から周知したところであるが、地域再生法の改正等に対応するため、別紙2のとおり改めることとしたので併せてお知らせする（改正後の承認基準全文は別紙3のとおりである）。

なお、各補助金等所管部局長から平成20年4月17日付けで発出した以下の通知も併せて改正することとなるのでよろしくお取り計らい願いたい。

医政発第0417001号  
雇児発第0417001号  
社援発第0417001号  
老発第0417001号  
保発第0417001号  
能発第0417001号

この取扱いについては、医政局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局、保険局及び職業能力開発局においても了知しているところであるので、念のため申し添える。

なお、本件については、貴庁内厚生労働行政担当部局へ連絡するとともに、貴管内市（区）町村等関係者にも周知されたい。

